

# 令和5年度 第1回八尾市公共下水道事業経営審議会議事概要

[開催日] 令和5年11月1日(水)

## (1) 令和4年度決算について

### ○事務局(概要説明)

- ・決算について報告。
- ・当初予算や投資財政計画との比較について報告。
- ・経営レポートについて報告。

### ○委員

- ・人口減少は、総合計画と比べてどうか。
- ・下水道整備概成の現実的な目標はどのラインを想定しているのか。
- ・流域維持管理費負担金の若干増とあるが、動力費や燃料費の高騰に対し、修繕費などを削ったということか。そうであれば将来にツケを回すことにならないかと不安を感じる。

### ○事務局

- ・人口は、総合計画よりも減少スピードが少し早い。
- ・普及率の最終的な目標としては、下水道整備計画区域内であれば当然100%ということだが、市街化区域だけで言うと、令和12年度において95.7か8という見込み。
- ・流域維持管理費負担金は、高騰した動力費などのボリュームが大きい分をどう賄うかという議論が府でなされている。その中で、点検は、緊急性の低いものを翌年度に送り、事業費も4条の改築をしつかり実施していき、結果3条の修繕を抑制していくという考えのもと、精査されたと聞いている。

### ○委員

- ・経営分析レポートのうち、流域維持管理費負担金等の費用は上がるが、使用料単価は持ち直すということの繋がりを説明頂きたい。これは別々に動くものなのか。

### ○事務局

- ・使用料収入については、有収水量の動向が影響するもの。コロナ禍からの回復で大口事業者の水の需要が増え、また、新規接続も徐々に上がっている。結果、令和4年度は、有収水量に大きな差はないが、使用料収入で増加に転じたという結果。
- ・ただ、あくまで令和4年度の結果ということであり、令和5年度以降がどうなるかはまだ分からない。

### ○委員

- ・流域維持管理費負担金の説明の中で、点検等の緊急性のないものを後回しと聞いたが、民間の感覚からすると、そういうパターンでの延長は、良い結果にならず、逆に後々より費用が掛かる修理などに繋がると思う。会計上の収支を守る立場としては仕方ないだろうが、長期スパンにおいて、実際はどうであったかの検証をする観点が必要だと思う。

### ○委員

- ・他市の水管橋の崩落事故でも、点検はしていたとのこと。別の水道管破損事故においても、点検はしていたとのことだが、戦前からの水道を引き継いだ市が、引き継いだ管の状態を把握できていなかったのかもしれない。なんにせよ点検を実施していなかったら大問題である。

### ○事務局

- ・説明に不足があったかも知れないが、全ての点検を見送った訳ではなく、一部だけとのこと。また改築をかなり前倒しにしていることにより、予定していた修繕などもかなり抑制できていると聞いている。そういったバランスを取っているとのこと。

## (2) 令和5年度の状況について

### ○事務局（概要説明）

- ・流域維持管理費負担金の推移について報告。
- ・下水道使用料の減免制度について報告。
- ・下水道使用料の減免は、生活保護の減免と生活困窮の減免との、2種類実施。
- ・当初は普及促進に加え、福祉的な意味合いもあり、一般会計の繰り入れを財源として減免を実施。
- ・途中から一般会計からの繰入がなくなり市の福祉施策としては終了したが、当時は普及率 50%程度であり、浸水対策や公衆衛生の向上、公共水域の水質改善という観点を踏まえ、まだまだ普及が必要な状況だったことから、普及促進のための減免制度を、下水道会計の中で継続することを判断。
- ・現在は企業会計に移行。受益者負担の原則のもと、移行したタイミングで、減免についての制度継続の是非の議論は庁内でもあったが、当時、平成 28 年度から使用料改定という値上げを予定していたということもあり、一定の期間は低所得者への配慮すべき期間が必要と判断し、コロナ禍も経て現在に至っている。
- ・現在、普及率は令和4年度末で95.1%。ようやく国の概成目標とされている95%に達した。
- ・整備状況が概ね達成し、減免の制度の目的が一定果たされ、9割以上の方が下水道を使用できる環境になっていることから、減免制度の見直しが必要と判断し、整理中。

### ○委員

- ・減免制度の財源は、てっきり一般会計からの繰入と思っていたため驚いた。減免額はどれくらいの規模か。

### ○事務局

- ・約6,400万円ほどになる。

### ○委員

- ・企業会計で負担ということは、要は使用者全員で負担しているということか。

### ○委員

- ・一般市民の方が生活困窮者の分を一部肩代わりしているということになる。理屈として福祉施策としてやるのだったら、一般会計から繰り入れるべきではないか。

### ○事務局

- ・一般会計を投入しないと決まった時点で、福祉施策ではないと整理されている。ただ、普及を進め使用者を増やしていくために、普及促進のための減免として残す判断がなされた。
- ・受益と負担の公平性の課題から、整備が概成したこのタイミングで見直しを考えている。

### ○委員

- ・普及促進のための減免制度であったことからすると、見直すということは理解できるが、様々な物価が高騰している状況の中で、減免措置を受けている方からすると、負担が増えたこと以外に映らないと思う。一般会計からなんらかの補填がないと、かなり不満が出ることにならないか。

### ○事務局

- ・今まさに庁内議論しているところ。妥当なタイミングや、現に減免を受けている方の状況をどう見るかという課題については、下水道単体では判断しにくい。生活困窮者対策や福祉施策のくくりで、市民の方にどういう事業展開を届けていくか、どれを優先して届けていくかという議論をし、必要な場面となれば、市として判断していくということになると思う。

### ○委員

- ・今までこういう形で、下水道の減免制度での負担があったということを、市民の方は多分把握はされていないと思う。下水道の減免制度を見直すと、逆に福祉施策の方の負担が大きくなるのでは。福祉施策として、市の中でバランスをとりながら改革を進めるべきだろう。

○事務局

- ・企業会計として、他の使用者の下水道使用料を使って減免するということを含め、見直しを検討している。ただ、生活困窮世帯への対応で、給付金が配られたりしているなど、市全体で話をし、判断していくことと思う。

○委員

- ・水道も同じような減免制度があるのか？

○事務局

- ・下水道のような恒常的な制度としてではなく、全世帯に対し期間を区切った減免を実施した実績あり。国の臨時創生交付金を使ってやっており、一般の方の水道料金を使っての減免ではない。

○委員

- ・減免制度については、知っている人が申請するが、申請していない人もいると思われる。申請者は、何故なくなるのかと感ずるだろう。そこは丁寧な説明が必要と思われる。

### (3) 経営状況について

○事務局

- ・経営戦略期間－2の中間モニタリングの実施結果について、令和5年3月実施結果を踏まえ、複数箇所に修正を加えた令和5年11月実施結果と比較し報告。
- ・資金確保のための資本費平準化債の増発計画について報告。

○委員

- ・中長期の資金繰りのための資本費平準化債の発行で、企業債残高の目標からすると若干悪化するような形になったと思われるが、現実的な流れであるとは理解する。

○事務局

- ・当市は3月31日時点では補填財源は20億円となるよう設定しており、今年度も超える見込み。最低でも20億円確保することで、期中の支払いの多い3月下旬においても、資金繰りが確保できる。

### (4) その他

○事務局

- ・広報活動について報告。
- ・令和6年度以降の取組報告として、令和8年度以降の下水道使用料の料金体系についての妥当性検証や、令和8年度から5年間の投資財政計画等の検証・見直し作業を予定。